

栃木県シニアサポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 シニア世代の社会参加を促進するため、シニア世代の方を、各市町と連携を図りながら地域に密着した活動を行う「シニアサポーター」として委嘱することにより、各地域における生涯現役社会の実現に向けた機運づくりを推進する。

(活動内容)

第2条 シニアサポーターは、とちぎ生涯現役シニア応援センター（以下「センター」という。）と緊密な連携のもと、次の活動を行うものとする。

- (1) シニア世代の社会参加活動に関する普及啓発
- (2) シニア世代の社会参加活動に関する情報の収集及びセンターへの提供
- (3) シニア世代の社会参加活動先の開拓
- (4) 市町村における生涯現役社会の実現に向けた取組への協力
- (5) その他、シニア世代の社会参加活動に関する取組

(委嘱)

第3条 知事は、次の各号のすべてに該当する者で、市町の推薦を受け、県が実施する研修を受講し、修了した者をシニアサポーターに委嘱する。

- (1) 栃木県内に在住する者
- (2) シニア世代である者
- (3) シニア世代の社会参加のための活動に関心を有し、地域において積極的に活動する意欲のある者

(責務)

第4条 シニアサポーターは、シニアサポーターであることを利用して、営利活動など、シニアサポーターに相応しくない行為を行ってはならない。

- 2 シニアサポーターは、その活動において、知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後もまた同様とする。
- 3 シニアサポーターは、その身分を証する栃木県シニアサポーター証（別記様式）を携帯し、関係者から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

(委嘱の取消)

第5条 知事は、シニアサポーターが次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人から辞退の申出があったとき。
- (2) シニアサポーターとしての職務の遂行が困難になったと認められるとき。
- (3) 前条第1項及び第2項定める事項に反する行為を行ったと認められるとき。
- (4) その他、シニアサポーターとして相応しくない行為を行ったと認められるとき。

(経費の負担)

第6条 シニアサポーターの活動に係る経費については、ボランティア活動保険を除き、シニアサポーターが負担するものとする。

(庶務)

第7条 シニアサポーターに関する庶務は、保健福祉部高齢対策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、シニアサポーターの設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から実施する。

附 則

改正後の要綱は、平成30年9月28日から実施する。

この要綱の改正前に委嘱された期間については、従前の例による。

栃木県シニアサポーター証

【表面】

第 号	栃木県シニアサポーター証
	氏 名 (生年月日 生)
上記の者は、栃木県が委嘱する シニアサポーターであることを 証します。	
委嘱期間： 年 月 日から	
年 月 日交付	栃木県知事 福 田 富 一

5.4 cm

8.6 cm

【裏面】

栃木県シニアサポーター設置要綱（抜粋）
(活動内容)
第2条 シニアサポーターは、とちぎ生涯現役シニア応援センター（以下「センター」という。）と緊密な連携のもと、次の活動を行うものとする。
(1)シニア世代の社会参加活動に関する普及啓発
(2)シニア世代の社会参加活動に関する情報の収集及びセンターへの提供
(3)シニア世代の社会参加活動先の開拓
(4)市町村における生涯現役社会の実現に向けた取組への協力
(5)その他、シニア世代の社会参加活動に関する取組
(責務)
第5条 シニアサポーターは、シニアサポーターであることを利用して、営利活動など、シニアサポーターに相応しくない行為を行ってはならない。
2 シニアサポーターは、その活動において、知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後もまた同様とする。
3 シニアサポーターは、その身分を証する栃木県シニアサポーター証（別記様式）を携帯し、関係者から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。